

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月6日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第1号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第9条の2－第10条の2関係）				別表第2（第9条の2－第10条の2関係）			
試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法	試験の種類	職種区分	職種区分の対象となる職	試験方法
職員採用I種試験	[略]		[略]	職員採用I種試験	[略]		[略]
	[略]						
	農学	[略]					
	畜産	[略]					
	林学	[略]					
	水産	[略]					
	総合土木A	[略]					
	[略]						
	[略]						
	[略]					[略]	
[略]				[略]			
[略]				[略]			
別表第3（第13条関係）				別表第3（第13条関係）			
試験の種類	受験資格			試験の種類	受験資格		
職員採用I種試験（別表第2の職種区分の欄に掲げる一般行政B及び総合土木Bを除く。）	[略]			職員採用I種試験（別表第2の職種区分の欄に掲げる一般行政B、 <u>農学B、畜産B、林学B、水産B</u> 及び総合土木Bを除く。）	[略]		
職員採用I種試験（別表第2の職種区分の欄に掲げる一般行政B及び総合土木Bに限る。）	試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上 <u>40歳未満</u> の者であること。			職員採用I種試験（別表第2の職種区分の欄に掲げる一般行政B、 <u>農学B、畜産B、林学B、水産B</u> 及び総合土木Bに限る。）	試験を実施する日の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上 <u>45歳未満</u> の者であること。		
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に実施される岩手県職員採用 I 種試験から適用する。